

第61回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成24年2月8日)

開催日及び場所		平成23年12月15日(木曜日) 農林水産省共用第6会議室		
委員		大森 秀昭(弁護士) 五十嵐 徹(論説副委員長) 原 伸夫(公認会計士)		
審議対象期間		平成23年4月1日～平成23年9月30日		
審議対象案件		19件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		6件 うち、1者応札案件1件 (抽出率31%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	4件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		変更契約	1件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件

(特記事項) 特になし		
	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 別紙

### 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(議事(1))</p> <p>1 第1四半期に対象となる事案がなかったというのは、震災などの影響によるものなのか。それとも、例年第1四半期は、対象となる事案がないということなのか。</p>	<p>1 当該年度の予算が成立後、設計を始めることになるので、設計が終わるのが第2四半期となることが多く、それから契約手続きを行うことになる。そのため第1四半期は事案がないことが多い。</p>
<p>(1件目)</p> <p>1 落札者は、簡易な施工計画に関する項目の評価点が0点であるが、問題はないのか。また、考慮すべき施工条件についての工夫がなかったことにより、実際の施工に支障がないのか。</p>	<p>1 簡易な施工計画に関する項目の評価点が0点というのは、標準案による施工計画どおりということであり、当方で設定した仕様書のとおり施工されることから、支障があるとは考えていない。</p>
<p>2 より積極的な技術提案があれば、評価をするということなのか。</p>	<p>2 そのとおりである。</p>
<p>3 入札執行調書の入札結果であるが、入札価格合格ラインは1者しかなかったということなのか。</p>	<p>3 そのとおりである。</p>
<p>(2件目)</p> <p>1 かなり低い価格で落札したにも関わらず問題はないという判断で契約したということで結構だと思うが、予定価格の設定が高過ぎたということはないのか。</p>	<p>1 予定価格の積算は、公表された資料である建設物価と公共建築工事の統一基準に基づき積算しており、基準に従って適正に積み上げたものである。</p>
<p>2 入札者の中には落札者の倍以上の価格を提示したところもあるので、通常積み上げだとそれぐらいになっても不思議はないということなのか。</p>	<p>2 そのとおりである。</p>
<p>3 実際、利益は出ないかもしれないが、低入札価格調査の結果、契約をしても問題ないと判断したということなのか。</p>	<p>3 そのとおりである。</p>

<p>(3件目)</p> <p>1 こういう地域で一定レベルの業者を入札に集めるための条件設定はどうしたのか。</p>	<p>1 事前に調べたところ50キロ圏内にかかる市町村において、当方の有資格者の業者数は、電気工事B又はC等級で合計23者しかいなかったため、実際の入札公告では、北海道全域のB又はC等級とした。</p>
<p>2 1者応札アンケートの結果で、「参加資格で地元所在地があれば参加しやすい」という回答があるが、これはどういう意味と捉えているのか。</p>	<p>2 地元以外の業者が入ってくると、競争率が高くなるため、あきらめてしまうということではないかと推測される。</p>
<p>3 逆に狭くしろという意見なのか。</p>	<p>3 結局、地元の業者であれば、競争力とかレベルもわかるからということと推測される。</p>
<p>4 はなからもう勝てないと判断し、参加しないということか。</p>	<p>4 そのとおりと思われる。</p>
<p>5 基本的には、1者でも応札要件を満たしていれば入札を行い、落札すれば契約をすると云うことだが、もしだめだった場合はどうするのか。</p>	<p>5 再度、公告を行い、入札をやり直すというのが原則である。</p>
<p>6 再度、やり直した結果、どうしても落札者がいなかった場合、延々と同じ事を繰り返すのか。</p>	<p>6 落札しない場合、価格面で折り合いがつかどうかを検討し、不落随契を行うこともある。</p>
<p>7 工事期限もあるので、形式的に入札を行い、落札者がいないという理由だけで工事をやめるというわけにもいかないのでは。</p>	<p>7 そのとおりである。</p>
<p>8 公告期間をもう少し延ばすことは難しいのか。</p>	<p>8 なるべく公告期間を長く取るように努力している。</p>
<p>9 情報は伝わっているが、業者が説明書を取りにきてないという感じがするが、如何か。</p>	<p>9 特に過疎地の場合、なかなか難しいところがある。</p>
<p>(4件目)</p>	

<p>1 建替ということであるが、古い建物が無い間は、どこかへ移転させるのか。</p>	<p>1 検疫業務は他の建物でも行っており、建替中は他の建物へ移転させる予定である。</p>
<p>2 検疫施設という特別な施設を建てることになる、業者も限られることはないのか。</p>	<p>2 限定されることはない。</p>
<p>3 炭化装置というのはどういう施設なのか。</p>	<p>3 焼却炉の一種で、焼却した後に炭ができる装置である。動物を焼却する場合、通常は燃えてしまうが、低酸素の状態で燃やすことによって炭化物が生成されるという装置。炭は再利用できるため、環境に配慮した焼却炉とされている。</p>
<p>4 調査基準価格とは、どういう位置づけの価格なのか。</p>	<p>4 評価値が一番高い業者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、その価格で履行が可能かどうか低入札調査を行うこととされている。</p> <p>工事によって率は違うが、基準に従って予定価格の10分の7から10分の9の間で設定する。</p>
<p>5 調査基準価格は、一律予定価格の何%ということか。</p>	<p>5 一律ではなく、決められた計算式に従って設定する。</p> <p>内訳の共通費等各項目の金額にそれぞれ決められた係数を掛けて積み上げて、機械的に合計した価格である。</p>
<p>6 それぞれの費目によって掛け率は違っているのか。</p>	<p>6 直接工事費と共通費3項目にそれぞれの係数を掛けて、算定した価格である。</p>
<p>7 予定価格の計算は、発注官庁が独自の基準で行っているのか。</p>	<p>7 国交省官庁営繕部が営繕工事の基準を作っており、その基準に従って予定価格を作成している。単価については、公表された資料を基本としており、公表された資料にないものは、業者からの見積もりを参考にしている。また、労務単価等も国交省等で決めている単価を採用して、機械的に作成している。</p>
<p>8 低入札価格調査の結果について、仮設工</p>	<p>8 複数だと通常は運搬ロスが生じるが、今</p>

<p>事の下請業者を1社にすることで安くあげられるという記載があるが、仮設関係の業者も沢山いるとは思いますが、1社にするとどうして安価になるのか。</p>	<p>回予定している下請けの業者は、自ら資機材を所有しているので運搬ロスがなくその分安くできるという趣旨である。</p>
<p>9 入札説明書受領業者が13者もいたが、参加が2者しかなかったということは、難しい工事であったということか。</p>	<p>9 工事場所が検疫所という特殊な場所で、出入りのチェックや工事車両を入れるごとに消毒しないといけないなどの制約があることから、申請を辞退された業者がいた可能性はある。</p>
<p>(5件目)</p> <p>1 工事を行う理由は震災ということであるが、先程の動物検疫所成田支所(天浪)検査棟建替その他工事は一般競争入札で、こちらは指名競争入札を行っているが、どういう理由なのか。また、本件では、調査基準価格を設けないが、その理由は何か。</p>	<p>1 この件について指名競争入札とした理由は、急いで災害復旧工事を行う必要があったためである。</p> <p>2 3年4月に、国交省から、「当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手できるようにする必要があることから、指名競争又は可能な限り手続き要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能である」という通知が出されている。一般競争は公告等手続が1カ月以上かかるため、検疫業務が滞留した場合、輸入業者等に迷惑がかかるので、早期に復旧する必要があることから指名競争とした。</p> <p>また、調査基準価格については、予定価格が1,000万円を超えていないため、設定していない。</p>
<p>2 指名競争の場合、入札までの期間はどのくらい短縮できるのか。</p>	<p>2 指名競争の場合は、見積期間が10日ぐらいで入札となるが、一般競争は、40日ぐらいかかるので、1ヶ月ぐらい短縮できる。</p>
<p>(6件目)</p> <p>1 1回目の設計変更でも工期変更を行っているが、同じ理由なのか。</p>	<p>1 そのとおりである。</p>
<p>2 変更内容は、工期を変更しただけか。</p>	<p>2 そのとおりである。</p>